

中野区児童館運営・整備推進計画の策定について

中野区児童館運営・整備推進計画(案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果を踏まえ、中野区児童館運営・整備推進計画を策定したので、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果について

- (1) 意見募集期間
令和5年12月20日(水)から令和6年1月19日(金)
- (2) 意見提出者数
6人(全て電子メールによる)
- (3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方
別紙1のとおり

2 中野区児童館運営・整備推進計画(案)からの変更点 別紙2のとおり

3 中野区児童館運営・整備推進計画 別紙3のとおり

提出された主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	主な意見の概要	区の考え方
開館日時に関すること		
1	開館日の拡充について、学童クラブの待機児童対策や福祉的課題に十分に対応するためには月曜日開館が必要である。また、日曜日の地域開放事業の充実のためには、現状のふらっとサンデーよりも、地域団体が児童館を活用できるよう、日曜特例利用を改善していく方が良いと思う。	子どもや保護者のニーズを踏まえながら、月曜日開館と開館時間の延長を検討していく。また、現在の日曜利用の形は暫定的なものと考えており、今後は児童館の開館日時の拡充とあわせて、小学生や中学生世代の居場所を確保していくとともに、より魅力的な運用となるよう検討を進めていきたい。
2	中高生機能強化型児童館について、日曜日を開館し、子どもが集まるイベントを実施してほしい。	
児童館の運営や機能・役割について		
3	基幹型児童館について、利用者の要望には十分に寄り添いながらも、公としてやるべきことは何かを考えながら進められるようにしてほしい。	福祉的課題への対応として、子どもや子育て家庭の身近な存在である児童館の子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化していく必要があると認識している。各類型に共通する機能として、利用者のニーズを踏まえた、より魅力ある運営としていきたい。
4	計画(案)5ページの「課題」に、「子どもの権利保障の観点から児童館のあり方について見直すことが求められている」という旨を追記してほしい。	子どもの権利を基盤とし、健全育成を行うことは重要だと考えている。同趣旨については、6ページの「児童館の果たす機能・役割」に、子どもの意見表明・参加の促進について明記しているところであるが、5ページにも追記する。
5	計画(案)5ページの「課題」に、「これまでの一部児童館を廃止としてきた経緯から、地域によって児童館配置の偏在化がみられる」という旨を追記してほしい。	今回の計画については、令和6年度から令和10年度までの5年間における児童館の機能強化と役割の見直し、大規模改修などの施設整備に関する考え方を盛り込んだ計画である。地域における児童館の配置バランスに関しては、区有施設全体の状況を踏まえて、中長期的に検討していく必要があると認識している。
6	計画(案)6ページの「児童館の果たす機能・役割」の「子どもの意見表明・参加の促進」に、「アドボカシー」を追記してほしい。	児童館は0～18歳の子どもとその保護者を対象とした施設であり、子どもの権利条例の趣旨に基づく子どもの意見表明・参加の促進が重要であると考えている。児童館の運営において、意見が言いづらい子どもの声も聴くことができるよう、専門性の高い職員の育成を行っていく。
7	計画(案)6ページの「児童館の果たす機能・役割」、12ページの「基幹型児童館の機能・役割」に「アウトリーチ機能」を追記してほしい。	基幹型児童館は、地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ての拠点として、中学校区に1館配置することとしており、エリア内の児童館などの地域子ども施設との連携において、中心的な役割を担うものと考えている。基幹型児童館は、エリア内の地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化していく。

NO	主な意見の概要	区の考え方
区職員の体制に関すること		
8	様々な福祉職場の経験を持った職員も必要だが、地域や学校と密接に関わりながら役割を果たしたり、利用者との日常的・継続的な関係を作っていくことが大切なので、児童館固有の職員も必要であるとする。	直営の児童館においては、ソーシャルワーク機能を強化した運営を行うため、福祉職を配置する予定である。一方で、子どもの遊びに係るスキルも重要と考えており、児童厚生に関する専門資格の取得支援を行うなど、専門性の高い人材を育成していく。
9	児童館職員が積極的に関わってくれないという不満をよく聞く。親がトイレに行く間は子どもを見てくれたり、乳幼児親子同士で仲良くなるきっかけを作してほしい。また、子どもの遊び相手をしてくれたり、子育ての悩みを聞いてほしい。	新たな児童館の運営モデルを確立するため、令和6年度に実施するモデル事業において、運営指針・マニュアルや利用ルールの見直しを行っていく。当事者である子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた、より魅力ある運営としていきたい。
10	新たな児童館の運営モデルの確立については、現状の児童館運営に加えての作業であり、今後のあり方を考える大切な内容なので、令和6年度の児童館及び担当課が十分な体制で臨めるように職員を配置してほしい。	モデル運営を行う児童館については、開館日時の拡充などに対応できるよう必要な職員配置を行う予定である。また、児童館職員が来館者への対応などの児童館運営により注力できるよう、事務の見直しと効率化を進めていく。
11	児童館全体をまとめる担当課にも十分職員を配置し、全体を見渡し、より良い児童館運営をするサポートをしてほしい。本来の機能を十分に果たせるように、学童クラブの申請事務などを一括で行うなどの検討をしてはどうか。	
12	児童館職員の業務には、来館者対応と事務作業が混在しており、十分に来館者への対応ができていないことがある。児童館職員の事務作業の負担軽減などを図ってほしい。	
委託による児童館運営に関すること		
13	民間事業者へ委託されると、契約時に交わされた業務以外を弾力的に行うことが難しくなる傾向がある。児童館の一部に、地域活動の団体や個人に貸し出し可能な「交流スペース」がほしい。	民間事業者へ運営を委託する場合でも区立施設であることは変わらない。児童館運営の委託にあたっては、地域連携や子育て支援といった視点も含めて、事業者の専門性を生かした運営を行っていく。委託化に向けて、地域交流などに係るルール等を仕様書に盛り込むなど、柔軟な対応が可能となるように進めていきたい。
14	中高生機能強化型児童館の民間委託には反対である。民間委託は時期尚早で、サービス低下や利用者低迷に陥る可能性が高いと思う。基幹型児童館と同様に区直営で運営し、安定的な運営が確立してから、委託するかどうかを検討すべきだ。	
15	委託する場合、事業者が問題なく業務を行っているのであれば、「最長5年での契約終了」ではなく長期的に継続した運営ができるようにしてほしい。	児童館運営の委託にあたっては、人材確保の観点も含めて、委託内容に見合う適切な価格設定をしていく。 現在民間事業者へ委託しているキッズ・プラザや学童クラブは、1年単位の契約であるが、プロポーザル方式による事業者選定を行うことで、履行状況を踏まえた更新を含め、最長5年間の契約が可能である。 事業者の選定方法に関しては、区の契約のルールに則る必要があり、価格面だけでなく、事業者の専門性や社会性も踏まえた選定を行うため、プロポーザル方式による事業者選定を検討していく考えである。
16	児童館内でゾーニングをしながら乳幼児親子対応や中高生対応を行うのは難易度が高い。安定した人材確保のための委託料の充実や用途のチェックなどが必要である。また、受託事業者が地域や利用者との関係性が築けたところで交替となる可能性があるため、過去の実績を評価するなどの選定方法も検討してほしい。	

NO	主な意見の概要	区の考え方
地域連携や子育て支援活動に関すること		
17	基幹型児童館は、乳幼児機能強化型児童館及び中高生機能強化型児童館と連携し、地域と協力して子育て支援を進める旨を記載してほしい。	基幹型児童館は、地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ての拠点として、中学校区に1館配置することとしており、エリア内の児童館などの地域子ども施設との連携において、中心的な役割を担うものと考えている。
18	地域の特性を理解し、ネットワークを持つコーディネーター的な専任職員が必要である。地域で活動する団体や個人との交流会や情報交換会を行い、事前に地域資源を把握するのが良いと思う。また、登録団体が使えるスペースの貸し出しや、地域活動をする団体や個人を支援・助成する制度があると良い。	地域の活動を支援していくことは、児童館の一つの役割であると考えている。基幹型児童館の機能・役割の中に記載しているように、児童館エリア内の地域連携の促進に取り組んでいく。
中高生機能強化型児童館に関すること		
19	中高生機能強化型児童館について、北部に1館では中高生といえども利用しづらい。せめて南部にもう一館設置することを目指してほしい。	移行後の児童館は、いずれも0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設である。どの館においても、タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運用としていく。 なお、中高生の居場所機能としては産業振興センター跡に計画されている複合交流拠点に中高生スペースを設ける予定である。
20	災害時に地元の炊き出し拠点になる事や子ども向け食事行事の開催を視野に入れ、ガスコンロ・キッチン・冷蔵庫など調理設備を導入してほしい。	
21	大画面で動画視聴やゲーム、カラオケができるような設備にしてほしい。	中高生機能強化型児童館の施設のあり方・機能等について、「若者活動支援事業」において、中高生世代の意見を聴き、反映していく考えである。
22	自習室に勉強が教えられる指導員を配置するなど、学習サポートを実施してほしい。	
23	昼食の飲食可能時間を延長するなど、運営やルールを工夫してほしい。	昼食やおやつを持ち込みが可能で、飲食できるスペースの確保や時間帯について、検討していく。
24	中学校と連携し、地域施設や団体でのボランティア活動や職場体験を支援するほか、地域協力の下で、乳幼児とのふれあい交流事業「ふれあい教室」を実施してほしい。	中高生世代にとって、交流や仲間づくりの観点は重要と考えており、それを促進するための事業実施が必要と考えている。こういった事業を実施していくかは、中高生世代のニーズを踏まえて検討していきたい。
25	動画作成に関するイベントを実施してほしい。	
施設の修繕や改修に関すること		
26	改修工事で普段通り児童館を利用することができなくなる場合は、乳幼児親子が利用できる室内の代替場所を確保してほしい。例えば、児童館すぐ近くの区民活動センターや小学校などの公共施設、民間施設をレンタルすることなどを考えてほしい。	児童館の改修工事にあたって、休館を伴う場合には、可能な限り近隣公共施設等を活用し、居場所事業等を提供していく考えである。
27	ネットを整備するなどして、児童遊園・児童館内で自由なボール遊びができるようにしてほしい。	今後、令和6年度に実施するモデル事業において、運営指針・マニュアルや利用ルールの見直しを行っていく中で、当事者である子どもや子育て家庭の意見を反映していく考えである。

NO	主な意見の概要	区の考え方
28	和式トイレが残っている児童館があるので、洋式に交換してほしい。	施設の状況に応じて、利便性向上のための修繕等を行っていく。トイレの洋式化などの改修と併せて、おむつ替え台や着替え台、授乳スペースの設置も検討していく。
29	授乳スペースがカーテン間仕切りだけの児童館がある。きちんとした鍵のかかる設備にしてほしい。	
30	「冷水器の設置」とあるが、乳幼児親子向けに調乳用のお湯が必要になることを踏まえて、ウォーターサーバーの方が利便性が高いと考える。	冷水器の設置形態については、施設の状況に応じて適切なものを設置していく。
31	クッションフロアについては、清潔に保つためにも部分的に取り外しや交換可能な素材を選ぶなど、こだわってほしい。	改修や修繕にあたっては、施設の状況に応じて、より良い素材や部品を選定していく。
32	おもちゃを充実する際には、基礎的な知育玩具・教育玩具の導入を検討してほしい。	子どもの年代別のニーズを踏まえたおもちゃ・遊具を充実させていく。
児童館内の学童クラブに関すること		
33	「児童館内の学童クラブは、全小学校に配置するキッズ・プラザ併設の学童クラブ設置に併せて、廃止することを原則とします。」とあるが、削除するか文言を修正してほしい。実際のキッズ・プラザ併設の学童クラブでは定員を大幅に超える入所申請があるエリアも存在するため、学童需要の高いエリアにおいては、児童館内の学童クラブを継続するしかないと考える。	学童需要については、将来的に子どもの数とともに緩やかに減少していくことを想定している。現状、一部の学童クラブで定員を超える入所申請があるが、待機児童の発生が予想される場合は、放課後の空きスペース等を活用した学童クラブ定員の暫定的な拡充等により、学童需要を満たしていく考えである。 大規模改修に併せて学童クラブスペースを有効に活用することで、児童館の遊び場・居場所としての機能強化や、子育て家庭への支援、地域交流などを推進していきたい。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

中野区児童館運営・整備推進計画(案)からの変更点

	案	策定
	第2章 現状と課題	
	2-2 児童館の現状と課題	
	(2) 児童館の現状と課題	
5 ページ 下段	<p> 課題</p> <p>● これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化が求められています。</p>	<p> 課題</p> <p>● これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化、<u>また子どもの権利保障の観点から児童館のあり方を見直すことが求められています。</u></p>

中野区児童館運営・整備推進計画

2024年度～2028年度

(令和6年度～令和10年度)

2024年(令和6年)3月

中野区

<目次>

第1章	計画の基本的な考え方	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
第2章	現状と課題	3
2-1	児童館を取り巻く状況	3
2-2	児童館の現状と課題	3
第3章	児童館の運営・整備推進の考え方	6
3-1	児童館の果たす機能・役割	6
3-2	取組の方向性	6
3-3	施設整備の考え方	8
第4章	具体的な取組	10
4-1	基幹型児童館	12
4-2	乳幼児機能強化型児童館	13
4-3	中高生機能強化型児童館	15
4-4	児童館別の想定スケジュール	17

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

- 少子化や核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しているとともに、共働き世帯の増加による学童クラブ需要が年々増加傾向にあることから、早急かつ重点的に多様な居場所づくりに取り組むことが求められています。
- 国の動向として、2023年4月のこども基本法の施行やこども家庭庁の発足など、「こどもまんなか社会の実現」に向け、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を考え、子どもと子育て家庭の福祉や健康の向上を支援する対策が進められています。
- 区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、2022年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例では、区に関わる全ての人々が子どもの権利を尊重する理念を持ち、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、「子どもにやさしいまち中野」をつくっていくことを宣言しました。
同条例の第19条では、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、居場所づくりに関して子どもの意見表明や参加の機会確保など、子どもの意見を尊重することとしています。
- このような背景を踏まえて、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館（「ふれあいの家」を含む）については、これまでの児童館の機能に加えて、虐待・貧困などの福祉的な課題への対応など、社会情勢の変化に合わせた機能強化が求められています。
- 区は、子どもと子育て家庭を取り巻く福祉的課題や、多様なニーズへの対応を図り、児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現するため、「中野区児童館運営・整備推進計画」（以下、「本計画」といいます）を策定しました。

1 - 2 計画の位置づけ

中野区基本構想及び中野区基本計画に掲げる「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を実現するため、児童館に関する施策を取りまとめた個別計画とします。今後、中野区基本計画や中野区区有施設整備計画が改定される場合には、それらの計画に本計画の内容を反映させていくものとします。

1 - 3 計画期間

- 2024年度(令和6年度) から 2028年度(令和10年度)までの5年間

第2章 現状と課題

2-1 児童館を取り巻く状況

- 2023年4月に発足したこども家庭庁において、すべての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高めていくことなどが重要であることから、子ども・若者の「居場所づくり」を強力に推進していくこととしています。
- 児童館に関しては、2023年3月に国の「放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」の審議結果が取りまとめられました。この中で、「これまでの児童館の機能・役割に加え、中高生世代への支援、虐待・貧困などへの福祉的課題への対応等の社会情勢の変化に合わせた機能・役割の強化・見直しが必要であること」や「児童館が果たすべき基本的機能・役割と発展的な機能・役割を整理し、種別を『基本型』、『機能強化型』など類型を再編することが課題であること」など、今後の児童館のあり方が示されました。
- また、同ワーキンググループの取りまとめでは、「児童館は唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であることから、子どもが有する権利を保障する施設である。また、遊びを通じた健全育成を行うことで、子どもの福祉増進を目指すという目的そのものが希有であり、児童福祉法に位置づけられたことの意義がある」など、児童館の存在が子どもの権利保障の一端を担っており、子どもの居場所として重要であることが示されています。

2-2 児童館の現状と課題

(1) これまでの経緯

- 中野区では、1966年以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきました。
- 2008年から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとしました。

- 2010年3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針としました。
 - 2016年4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」においては、U18プラザを廃止することとしました。
 - 2019年1月に「中野区の新たな区政運営方針」を定め、子どもと子育て世帯に対する地域包括ケアの地域づくりを進めるため、現在の児童館施設等を活用して、地域の子育て活動の支援拠点を適正に配置することとしました。
 - 2021年3月に「中野区基本構想」、9月に「中野区基本計画」を策定し、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げ、子どもの学び・遊び・体験の充実のため放課後等の子どもの居場所づくりを進めてきました。
 - 2021年10月に策定した「中野区区有施設整備計画」において、児童館は「新たな機能を備えた児童館」として、各中学校区に1施設の配置を基本としました。閉館する児童館については、学童クラブ施設への転用などを検討することとしました。
 - 2021年12月に児童館4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決されました。
-
- その後、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることを検討してきました。
 - 2023年には、区民の意見やニーズ、区議会での議論などを踏まえ、児童館条例等に基づく施設としての位置付けを継続し、多様な居場所の重要性を踏まえ児童館の役割を見直すとともにソーシャルワーク機能(地域の見守り・ネットワーク・相談支援)、乳幼児親子向けの機能、中高生世代向けの機能を強化していくこととしました。

(2) 児童館の現状と課題

■ 現状

- 中野区には現在16館の児童館と2館のふれあいの家が設置されており、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どもの心身の健やかな育成と情

操を豊かにすることを目的とした施設として運営しています。

- 児童館は、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象とした施設です。ふれあいの家は60歳以上の方も対象です。
- 一部の児童館には、施設内に学童クラブを併設しており、放課後の子どもの居場所となっています。
- 児童館には遊戯室や工作室などがあり、大人に見守られながら遊びや体験活動などを展開し、安全・安心に過ごしています。

施設数	16館
利用日時	▶ 火曜日から金曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時 ▶ 土曜日・学校休業日 午前9時～午後5時
年間利用者数	延べ318,859人（2022年度利用実績）

- ふれあいの家は、児童館としての機能を備えるほか、60歳以上の方も対象とした複合施設です。

施設数	2館
利用日時	▶ 月曜日から土曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時
年間利用者数	延べ32,622人（2022年度利用実績）

■ 課題

- これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化、また子どもの権利保障の観点から児童館のあり方を見直すことが求められています。
- 具体的には、
 - ・虐待や貧困、不登校などの福祉的課題への対応
 - ・子育ての孤独・孤立化、地域とのつながりの希薄化
 - ・共働き世帯の増加に伴う放課後の子どもの居場所の充実
 - ・中高生世代の居場所の確保などが挙げられます。
- また、児童館施設の老朽化が進んでおり、18館のうち9館が建築後40年を経過しています。今後、計画的な施設更新を行う必要があります。

第3章 児童館の運営・整備推進の考え方

3-1 児童館の果たす機能・役割

現状・課題やその背景などから、児童館が果たす機能・役割は、大きく以下のとおりです。

- 遊びによる子どもの健全育成
- 子どもの居場所・交流機能の提供
- 子どもと子育て家庭の抱える福祉的課題の発生予防・早期発見と対応
- 子育て家庭への支援
- 地域の子育てに関わる団体や人とのネットワークの推進
- 子どもの意見表明・参加の促進
- 配慮を必要とする子どもへの対応

3-2 取組の方向性

上記の児童館の果たす機能・役割を実現するため、以下の6つの方向性から、今後の児童館運営・整備を推進していきます。

(1) 児童館の機能強化の推進

子どもの居場所・遊び場・交流等のこれまでの児童館が果たしてきた機能・役割を基礎としたうえで、ソーシャルワーク機能、乳幼児機能、中高生機能を強化するため、現在ある18館の児童館を以下の3つの類型に移行します。(類型の詳細は後述)

- ① 基幹型児童館（9館）
- ② 乳幼児機能強化型児童館（8館）
- ③ 中高生機能強化型児童館（1館）

(2) 子ども・保護者等のニーズを捉えた運営の改善

児童館を利用する当事者である子どもと保護者等のニーズを捉え、利用者の声を聴き、開館日時を拡充するなど、居場所・遊び場としての機能を充実します。

(3) 福祉的課題への対応強化

子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。

地域の子育て・子育ての拠点として、子どもの日常生活圏域等を踏まえ中学校区に1館をソーシャルワークの中心となる児童館として位置付けます。

(4) 民間活力の活用

一部の児童館の運営を民間事業者に委託することで、事業者のノウハウを活用したサービスの向上を図り、子どもにとって魅力ある居場所づくりを目指します。

(5) 専門性を持った職員の育成・配置

福祉的課題に対応し、より子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行うため、福祉職の区職員を配置します。職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。

(6) 計画的な施設更新の推進

児童館は最も古いもので建築後48年を経過しており、18館のうち半数が建築後40年を超えています。子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所として、施設の老朽化の状態を踏まえて、安全・安心な運営ができるよう計画的な施設更新を進めていきます。

3-3 施設整備の考え方

児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現していく必要があります。今後、以下の考え方に基づいて施設整備を進めていきます。

(1) 利便性向上のための対応

- 運営を委託化する児童館については、民間事業者による委託開始前に、利用者の利便性向上のための修繕等を行うことを基本とします。
- 具体的な整備内容は、各児童館の状況により異なりますが、以下のような内容を検討していきます。

- ・トイレの洋式化、おむつ替え台・着替え台の設置
- ・授乳スペースなどの乳幼児親子向けの設備の拡充
- ・指はさみ防止のためのスライドドア化などの安全対策
- ・ホールのクッションフロア化
- ・内装の変更
- ・手洗い場の使い勝手向上、冷水器の設置 など

(2) 老朽化への対応

- 児童館18館のうち9館が建築後40年を超え、床・壁・天井など施設の経年劣化が進んでいますが、2022年度に実施した建物調査の結果から、駆体の耐久性の低下は見られませんでした。
- 今後は、区有施設の建替目安である建築後60年を基本としつつ、建物調査の結果も踏まえ、老朽度や緊急性の高い施設から順番に、大規模改修や施設修繕を行い、施設を使用していきます。
- 大規模改修にあたっては、施設の状況に応じて可能な限りバリアフリー対応を行います。
- 子どもたちが安全・安心に過ごすため、本計画に記載する計画的な修繕や大規模改修のほかに、設備等の維持補修を実施します。

(3) 大規模改修の実施時期と児童館内の学童クラブ

- 大規模改修は、児童館内の学童クラブの廃止の時期にあわせて実施することを原則とします。
- 児童館内の学童クラブは、全小学校に配置するキッズ・プラザ併設の学童

クラブ設置に併せて、廃止することを原則とします。

- ただし、施設の老朽度や緊急性が高い場合には、安全性の観点から、大規模改修を実施します。この場合、児童館内の学童クラブは、代替場所を確保するなどして継続性を担保します。

(4) 中高生機能強化型児童館

- 中高生世代向けの事業を強化した運営を行う「中高生機能強化型児童館」については、軽運動や音楽活動、交流のための談話スペースなど、中高生世代のニーズに対応した機能が求められています。
- これらを実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

第4章 具体的な取組

- 今後は、現在ある18館の児童館の機能を強化するため、3つの類型に移行して運営をしていきます。
- 移行後の児童館はいずれも、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子どもの心身の健やかな育成と情操を豊かにすることを目的とした施設として運営していきます。0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設であり、これまで児童館が果たしてきた機能・役割を基礎とした上で、類型ごとの機能を強化していきます。

■ 各類型に共通する機能

子ども・保護者等のニーズを捉えた運営を行うこととし、以下の機能は全児童館に共通する機能として強化していきます。

① 子どもの居場所・遊び場機能の拡充

- 利用者のニーズを捉えて、開館日を拡充することを検討します。
- あわせて、開館時間の延長を検討します。
- 自由におしゃべりや交流ができるロビー機能を拡充します。
- 学習スペースを設置します。
- 子どもの年代別のニーズを踏まえ、おもちゃ・遊具、本・マンガ、イベントなどを充実します。
- 子どもの多様な遊び・学び・体験の場となり、交流が生まれるイベントを検討します。
- 昼食やおやつの持ち込みが可能で、飲食のできるスペースの確保や時間帯を検討します。

② 乳幼児親子の居場所

- 地域の子育て・子育ての拠点として、児童館における乳幼児親子向け事業を実施します。

③ 新たな児童館の運営モデルの確立

- 基幹型児童館への移行と、乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けた「モデル事業」を実施します（2024年度）。運営指針・マニュアルや利用ルールの見直し、広報活動の改善など、新たな運営モデルを確立していきます。
- モデル事業では、子どもの居場所づくりや子どもの権利に関して知見のある外部有識者によるアドバイスを踏まえて、新たな運営モデルに反映します。
- タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運営とします。
- 利用ルールなどに、子どもと子育て家庭の意見を反映します。子どもならではの視点を生かし、当事者にとって魅力ある運営としていきます。
- 運営モデルの検討を進めていく中で、各館において、各類型への移行前に取り入れられるものについては、可能な限り運営内容に反映させていきます。

4-1 基幹型児童館

■ 機能・役割

地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ての拠点として、中学校区に1館配置します。エリア内の地域子ども施設（児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろば）との連携において、中心的な役割を担います。

① 福祉的課題への対応

- 子どもの遊びや過ごし方、仲間との交流などの身近な場面から、子どもや保護者の抱える課題を把握し、解決につなげていきます。
- 子どもや子育て家庭の身近な存在として、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。
- 法定事業である「利用者支援事業」を活用し、利用者支援専門員を配置し、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うことによりソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。

② 地域連携の促進

- 基幹型児童館の職員を核とし、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化します。
- 子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。

■ 運営方法

- 区職員が運営します。子どもと子育て家庭の福祉的課題に対応するためのソーシャルワーク機能を強化した運営を行うため、福祉職を配置します。
- 区職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。
- 区職員には、研修の充実や、児童厚生に関する専門資格の取得支援を行い、子どもと子育て家庭に寄り添う専門性の高い人材を育成していきます。

■ 配置

子どもの日常生活圏域等を踏まえて、中学校区に1館（区内9館）とします。2024年度は移行後の運営を想定したモデル事業を行い、2025年度から全9館に展開します。

- 南中野児童館
- 宮の台児童館（中野本郷学童クラブ併設）
- 城山ふれあいの家
- 野方児童館（平和の森学童クラブ併設）
- 上高田児童館
- みずの塔ふれあいの家
- 北原児童館（北原学童クラブ併設）
- 大和児童館（啓明学童クラブ併設）
- かみさぎ児童館（かみさぎ学童クラブ併設）

4-2 乳幼児機能強化型児童館

■ 機能・役割

移行後の乳幼児機能強化型児童館は、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に乳幼児親子を対象とした事業を強化した運営を行います。

① 乳幼児親子向け事業の充実

- 子育て家庭への支援機能を強化し、乳幼児親子向けの講座やイベントを充実します。
- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て支援情報の提供と、子育て・子育てに関する相談・助言機能を強化します。
- 児童館の状況に応じて、隣接する児童遊園や公園を活用した外遊び事業を展開します。

② 子どもの預かりニーズへの対応

- 共働き世帯の増加など学童クラブの需要が増加しています。待機児童の発生が予測される地域においては、児童館併設の学童クラブを暫定的に継続していきます。

- 現在、一部の児童館において実施している子どもの一時預かり事業については、近隣保育園等の一時保育事業の利用状況を踏まえ、実施を検討します。

■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の乳幼児親子向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

■ 配置

区内に8館を配置します。2024年度は乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けたモデル事業を行い、2025年度・2026年度にかけて委託を開始します。

- みなみ児童館（2024年度に多田学童クラブ閉鎖予定）
- 弥生児童館
- 朝日が丘児童館（桃園学童クラブ併設）
- 文園児童館（桃園第二学童クラブ併設）※
- 新井薬師児童館（新井学童クラブ併設）
- 大和西児童館（大和学童クラブ併設）
- 西中野児童館（西中野学童クラブ併設）
- 鷺宮児童館（2023年度に鷺宮学童クラブ閉鎖予定）

※文園児童館については、桃園第二小学校の新校舎整備の状況を踏まえ、乳幼児機能強化型児童館への移行時期や学童クラブの継続を検討します。

4-3 中高生機能強化型児童館

■ 機能・役割

移行後の中高生機能強化型児童館は、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に中学生・高校生世代の子どもを対象とした事業を強化した運営を行います。

① 中高生世代のニーズを踏まえた居場所・遊び場機能の拡充

- 中高生世代の利用を想定し、開館時間の柔軟化（夜間の開館など）を検討します。
- 軽運動やダンス、音楽活動（楽器演奏や歌）など、中高生世代のニーズに対応できる施設とします。
- おしゃべりや交流のための談話スペースを配置します。
- 上記のほか、中高生世代のニーズに対応した機能を設けるため、「若者活動支援事業」において、施設のあり方・機能等については中高生世代の意見を聴き、反映します。
- 上記を実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

② 中高生世代の交流と社会参加の促進

- 中高生世代の交流や仲間づくりを促進するための事業等を実施します。
- 児童館の運営に子どもたち自身が参画し、地域団体との交流や地域イベントの企画実施など、子どもの自立を促す仕組みを反映した運営とします。

■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の中高生世代向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

■ 配置

区内に1館を配置します。

- 若宮児童館

4-4 児童館別の想定スケジュール

- 児童館の機能強化のための3類型への移行時期と、施設整備の想定スケジュールを記載しています。
- 本計画の期間である5年間（2024～2028年度）を記載しています。施設整備の内容は、本計画「3-3 施設整備の考え方」に基づくものです。

[凡 例]

- 施設名称=2023年度時点の児童館を記載
- 分類=移行後の類型を記載（基幹型児童館：基幹型、乳幼児機能強化型児童館：乳幼児型、中高生機能強化型児童館：中高生型）
- 学童併設=学童クラブを設置していない場合は「-」を記載
- [中学校区]=2023年度時点の通学区域図に基づき記載
- 建築年度=主たる建物の建築竣工年度を記載
- 修繕=施設の状態に合わせた利便性向上のための整備
- 改修=大規模改修を実施（施設の状態に応じて休館を伴います）

分類	施設名称	学童併設	[中学校区]所在地	建築年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
基幹型	南中野児童館	-	[南中野] 弥生町 4-36-15	1987	改修 (工事)	基幹型に 移行			
乳幼児型	みなみ児童館	多田学童	[南中野] 南台 5-15-3	1975		改修 (設計)	改修 (工事) ・ 乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	弥生児童館	-	[第二] 弥生町 1-14-6	1980	改修 (設計)	改修 (工事)	乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	朝日が丘児童館	桃園学童	[第二] 本町 2-32-14	1987	修繕 ・ モデル 事業運営	乳幼児型 に移行 (委託化)			
基幹型	宮の台児童館	中野本郷学童	[第二] 本町 4-8-16	1993		基幹型に 移行		改修 (設計)	改修 (工事)

分類	施設名称	学童 併設	[中学校区] 所在地	建築 年度	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)
乳幼児型	文園児童館	桃園第二 学童	[中野東] 中野 6-10-6	1977			改修 (設計)	改修 (工事)	
基幹型	上高田児童館	—	[第五] 上高田 5-30-15	1987		基幹型に 移行			
乳幼児型	新井薬師 児童館	新井学童	[第五] 新井 5-4-17	2008	修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)			
基幹型	北原児童館	北原学童	[緑野] 野方 6-35-13	1994		基幹型に 移行			
基幹型	野方児童館	平和の森 学童	[中野] 新井 2-48-10	1983		基幹型に 移行			改修 (設計)
基幹型	大和児童館	啓明学童	[明和] 大和町 2-8-12	1992		基幹型に 移行			
乳幼児型	大和西児童館	大和学童	[明和] 大和町 4-14-9	1976	改修 (設計)	改修 (工事)	乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	鷺宮児童館	—	[明和] 鷺宮 3-40-13	1975	改修 (設計)	改修 (工事) ・ 乳幼児型 に移行 (委託化)			
乳幼児型	西中野児童館	西中野 学童	[明和] 白鷺 3-15-5	1975		修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)		
中高生型	若宮児童館	—	[明和] 若宮 3-54-7	1978	基本構想 ・ 整備手法 の検討	大幅な改修もしくは建替を 検討・推進			
基幹型	かみさぎ 児童館	かみさぎ 学童	[北中野] 上鷺宮 3-9-19	1982		基幹型に 移行			改修 (設計)
基幹型	みずの塔 ふれあいの家	—	[第七] 江古田 1-9-24	1984	改修 (工事)	基幹型に 移行			
基幹型	城山 ふれあいの家	—	[中野東] 中野 1-20-4	1995	モデル 事業運営	基幹型に 移行			

中野区児童館運営・整備推進計画

2024年（令和6年）3月発行

編集・発行 中野区子ども教育部
子ども・教育政策課、育成活動推進課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
電話 03-3389-1111（代表）
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>